

輯 編 局 報 情

報 輄

號 日 四 十 月 五

特 輄 機 密 戰 戰 防 警 警 防 安 法 の 解 説

五 錢

第一四〇號 昭和十六年五月十四日發行 (毎週二回水曜日發行)



露光量違により重複撮影

秘密戦なら 日本を守れ

一人ぐが防諺戦士

週報 第二四〇號 五月十四日

特祕密戦と防諺

防諺の上級は国民
秘密戦の眞向
秘密戦攻撃一段
スパイの正體は？
スパイのやり方
地酒と眞實話
資本主義の傾向
最も陰險な謀略
對日包庇の特異性

国防保安法について
司法省：司 法 省

註記 日間週刊 五月四日（水）

千萬噸を突破の貢、獨當局發表
▼ヒトラー總統國會を召集、ハ
ルカノの戰果が公表す
ルの用意ありとルーズベルト大
統領声明す
五月五日（木）

▼天寶馬術舉行さる
成子内親王殿上 東久邇宮盛厚
王殿下と御結婚の御内約あらせ
らる
五月六日（金）

▼日・佛印經濟協定の調印成る
▼皇軍、湖北に新作戦を展開
▼陸軍航空隊、鄭州、西安、咸陽
を駐屯
人民委員會議長に就任し、モ
さる

五月七日（土）

ロトフ外務人民委員 人民委員
會議副議長を兼任す
▼米艦の
商船護送絶対に必要とスチム
ソン米國務長官強張す

五月八日（日）

▼皇后陛下、日赤・愛婦總會に
行啓
▼國際關係の好轉に頼ら
ず、作戦に邁進せんと知支那派
遣軍總司令官決意を表明す

▼芳澤全權 フアン・モーク代表
と重要會談す
▼獨佛停戰新協
定なる

五月九日（月）

▼佛泰開平和條約東京で調印

The image shows an open newspaper from May 14, 1940, with two columns of Japanese text per page. The left page has a decorative border at the top and bottom. The right page features large, bold vertical text in the center.

露光量違いにより重複撮影

秘密戦から 日本を守れ

一人一人が防衛戦士

週報

五一四〇号

特輯 祕密戦と防諜

- 武略なき敵秘密戦
- 秘密戦の實例
- 秘密戦の攻撃手段
- スパイの正體は?
- スパイのやり方
- 潜るべき文書監視
- 地圖と眞の話
- 宣傳報最速の傾向
- 最も機敏な諜略
- 對日秘密戦の特異性

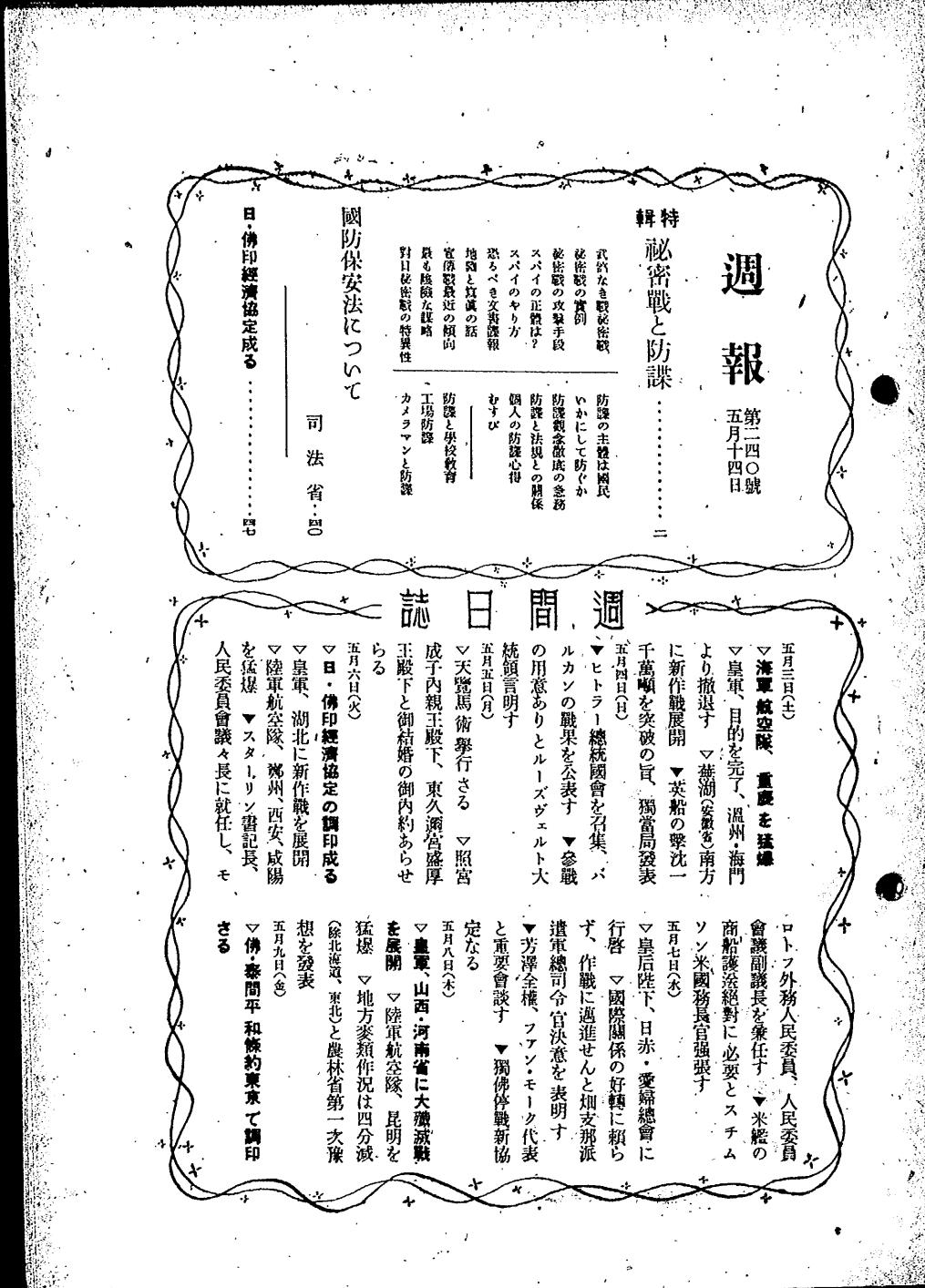
司法省・四

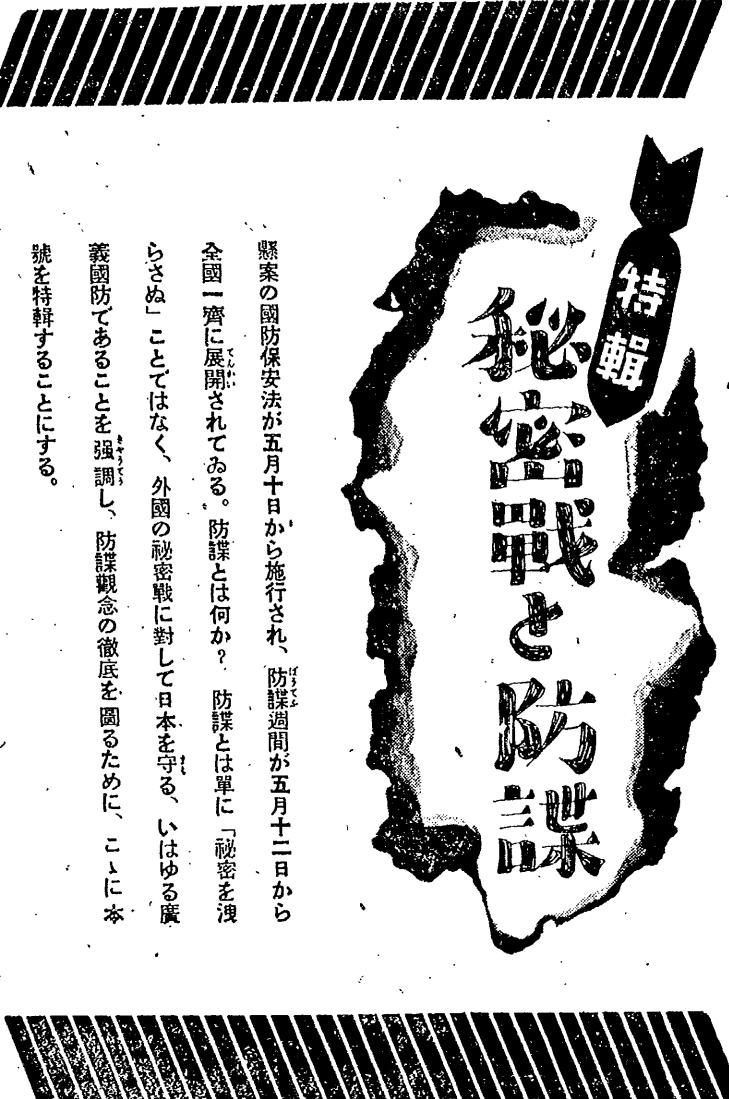
週間誌 日

五一四〇号

- 千萬顧を突破の貢、獨當局發表
- ▼ヒトラー總統國會を召集、パルカソの戰果を公表す
- 五月四日(火)
- の用意ありとルーズベルト大統領声明す
- 五月五日(水)
- ▼天賜馬術舉行さる
- 成子内親王殿下、東久邇宮盛厚王殿下と御結婚の御内約あらせらる
- 五月六日(木)
- ▼日・佛印經濟協定の調印成る
- △皇軍、湖北に新作戦を開
- △陸軍航空隊、陝州、西安、咸陽を猛烈爆
- 人民委員會議長に就任し、そ

- 国防保安法について
- 司法省・四
- 宣傳報學校教育
- 工場防諜
- カメラマンと防諜





懸案の國防保安法が五月十日から施行され、防諺週間が五月十二日から全國一齊に展開されてゐる。防諺とは何か？ 防諺とは單に「祕密を洩らさぬ」ことではなく、外國の祕密戦に對して日本を守る、いはゆる廣義國防であることを強調し、防諺觀念の徹底を圖るために、こゝに本號を特輯することにする。

「防諺とは何のことか」とたづねたら、「ボーチョー」とはふくれること（膨脹です）と答へたといふ話がある。防諺といふ言葉の普及して來た今日では、もうこんなことはあらまいが、しかしながら、「防諺とは祕密を漏さぬことだ」ぐらゐに考へてゐる人が多いやうである。祕密を漏さぬことが防諺だと考へてゐるやうでは、膨脹と五十歩百歩といはねばならない。

では防諺とは、一體どんなんことであらうか？

武器なき戦ひ祕密戦

—祕密戦に對する防衛が防諺である—

近代戦が國家のすべての力をあげて戦はねばならぬ、い

はゆる國家總力戦であることは、こゝにこと改めて説くまでもないことであらう。近代戦は武力戦だけで勝敗が決まるものとは限らず、武力戦のほかに外交戦とか、經濟戦とか、思想戦或ひは宣傳戦など、武力を用ひない戦ひが、深刻に戦はれてゐることは、御承知の通りである。

武力を用ひないこれらの戦ひを「祕密戦」といふ。「祕密

戦」といふ言葉でこれらの戦ひを言ひ表すことには、或ひは異論があるかも知れないが、防諺といふ觀念を説明する上からいへば、この言葉を使ふのが最も適切であるから暫くこれに従ふことにする。

祕密戦は御承知の通り、戰時のみならず平時から各國の間に戰はれており、武力戦が開始される戰時となると非常に激化するのが常である。そして近頃の戰争では、武力戦で勝敗を決するより、むしろ祕密戦で勝敗を決することの方が多くなってきた。即ち戰争における祕密戦の價値が、非常に大きくなつてきたのである。なぜそんなことになつて来たのだらうか？ 順序として一應わかりやすく説明することにしよう。

昔のやうに刀と槍、或ひは弓矢で戰争してゐた時代には軍需品はふだんから用意しておくことができた。鐵砲ができるまで、火薬の時代には大して彈丸も要らなかつたが、火器が非常に進歩し、口徑も大きくなり、數も驚くほど増してくると、消費する弾丸、砲弾の量だけでも夥しい數量に達してくる。それに飛行機、戰車、軍艦、機械化部隊等々、兵

器の進歩するにつれ、しかも、その質と量とによつて戦の勝敗が決せられるやうになるに従つて、戦争に要する軍需品の量は天文學的數字にまで達するに至つた。

一方、動員される兵員の數も非常に多くなり、軍隊の消費する食糧、或ひは被服だけでも莫大な量に上つて来る。

こんな大量の軍需品、しかもどんく消費されてなくなり行く軍需品を製造し、或ひは補給してゆくには、どうしても國全體をあげてかゝらねばならなくなつて來た。國全體が戦争にかかるとなると、戦争は戦線だけではなく、國內も戦場となり、銃後の軍需品製造が間に合はなくなると戦争は負けといふことになる。軍需品を作るには物と金と人が要る。そのどの一つが駄目になつても戦争は負けである。さうなると戦線で押したり引いたりしてゐるより、直接國內の生産力を破壊した方が手つ取り早いことになる。ことに銃後の金と物をねらふ經濟戦、人をねらふ思想戦、宣傳戦などが生れてくる。

いひかへれば國家の國防要素には人と物との二つがあり、更に人は人口と思想の二つ、物は資源と生産の二つ、

従つて今後とも、祕密戦の價値はますく高められて行くことが豫想される。

この祕密戦の攻撃に對して國家を護ることが防諜である。すなはち防諜とは、武力戦以外のあらゆる攻撃に對する防衛である。から考へると「防諜」とは、廣義國防の中から武力戦を除いたものといふことになる。單に祕密を漏さぬこと、といふやうな簡単なものでは決してないのである。

尤も「防諜」といふ言葉は、諜報に對する「防衛」といふ意味に解されやすいから、この意味からいへば「防諜」といふ言葉をやめて、「防衛」とでもいつた方が適當かも知れない。ともあれ今日の戦争では、武力戦と祕密戦の二つを戦ひ抜かねば、戦ひに敗れるのである。銃後の國民は、是が非でも祕密戦に戦ひ勝たねばならない。即ち防諜がわれく國民の最も重大な責務となつて來たのである。

祕密戦の實例

—第五列の活躍や我が國をめぐる祕密戦—

こゝで最近における祕密戦の實例をあげよう。前の歐洲

更に溯れば、開戦に當つての獨ソ不可侵條約の締結、チエコスロヴァキアの無血占領、オーストリア併合等も、ごとごと外交工作または思想工作によるものであつて、武力戦以上の偉大な效果を、祕密戦によつて獲得してゐるのである。



に分けられる。昔の刀と槍との戦争では、戦場の軍隊と「腹が減つては戦さが出来ぬ」のでその食糧、これだけが國防要素であつたが、武器の發達と社會の發展によつて、前述の四つの要素のどの一つを破壊されても、國が潰れることがなつたのである。

4.

國と國との關係が密接になつた現代では、この國防要素の破壊が、必ずしも武力でなくともできるやうになつた。例へば鐵のない國へ鐵を送らねば戦争は出來なくなる。國中のガソリンを燃やしてしまへば戦争は出來ない。軍需工場にストライキを起しても戦争はできなくなる。武力を用ひないで戦争に勝てるなら、その方が安上りでよいから、各國とも祕密戦に躍起となるのは當然である。

5.

つて見よう。前大戦後たびく開かれた軍縮會議によつて

日本の軍備は次第に縮少されたが、これは日本を目標とする巧妙な祕密戰ではなかつたらうか。伸びる日本の原動力である人口の増加を、移民法によつて壓迫し、困つた際につけこんで産児制限を宣傳して、戰時下の今日人口問題の急を感じするに至らしめたのは、日本人の人口増殖力に恐れを抱いた白人の祕密戰ではなかつたらうか。

ソヴィエト聯邦の赤化工作が、世界革命を目標とする祕密戰であることは、何等疑ふ餘地はない。しかも今日の日本になほ、赤化思想は根絶されたとはいへない。

更に現在、既に五ヶ年に亘つて戰ひづけてゐる支那事變も、東洋において日本と支那を戦はせ、兩國がヘト／＼になつたところで、自らは少しも武力を使はず東洋を征服しようといふ、第三國の大規模な祕密戰でないと誰がいへよう。

これららの恐るべき祕密戰を防ぐのが防諺である。單に祕密を漏らさぬことが防諺である、などといふ簡単なものでないといふことは、この例でもおわかりのことと思ふ。

祕密戰の攻撃手段

—諺報、宣傳、謀略によつて平時から戦はれる—

スパイの行ふ祕密戰の手段、すなはち攻撃方法を分けて考へると、諺報、宣傳、謀略の三つに分けることができる。

諺報とは、目的を隠して情報をとる行為をいふ。その情報が祕密の事であるとなからうと、

情報の取り方が合法であらうと、故意を相手に秘し、

と、或ひは公然とやらうと隠すにやうとを問は

ない。目的を相手に秘して情報を取りればそれが諺報行為である。

戰争をするには先づ敵情を知ることが先決要件である。

諺報は武力戦或ひは祕密戰の作戦計畫の基礎になる情報を集めることであつて、これに基づいて武力戦、外交戦、經濟戦などを実行する。



したり、鐵橋を爆破したり、或ひは工場に火を放け、倉庫に火をつける破壊謀略や、ストライキやサボタージュを煽動して生産力を低下させ、戰争遂行を不能ならしめる思想謀略等、恐るべきものがある。

鐵や石油の輸出を禁止して相手國を苦しめる經濟封鎖なども、謀略の一種と見ることができる。

以上の諺報、宣傳、謀略の三つの手段によつて、祕密戰は平時から着々と準備され、實行されてゐるのである。

スパイの正體は？

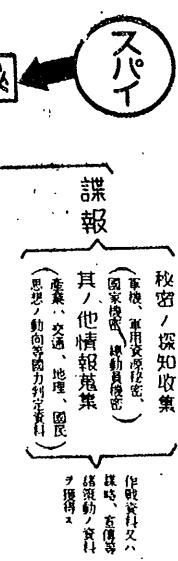
—裏面の男ではなくて、合法的な組織の網—

では次ぎに、この恐るべき祕密戰を仕掛けてくるスパイとはどんな者か？スパイの正體は何か？といふことにない。

一般にスパイといへば、映畫や小説に出て來るやうな、種々の方法で人を籠絡して祕密を盗み出す、或ひは金庫をあけて重要書類を盗み出す影のやうな男、またはマタ・ハリのやうな女と思はれてゐるやうである。かういふものもある。

諺略とは密かに策略をめぐらして、直接的に相手に害を加へる行為である。スペイの行ふ諺略には、鎌山を爆破

スパイの活動状況



では各國とも防諜に相當の努力を拂つてゐるので、どこの工場でも祕密書類をさう簡単に盗めるものではない。しかし祕密は金庫の中に藏つて、鍵をかけておけば絶対に盗めないかといふと、絶対にそんなことはない。第一そんなどいふものは世の中に一つもあり得ないのである。

假りにそれを非常に重要な祕密兵器の設計圖としよう。

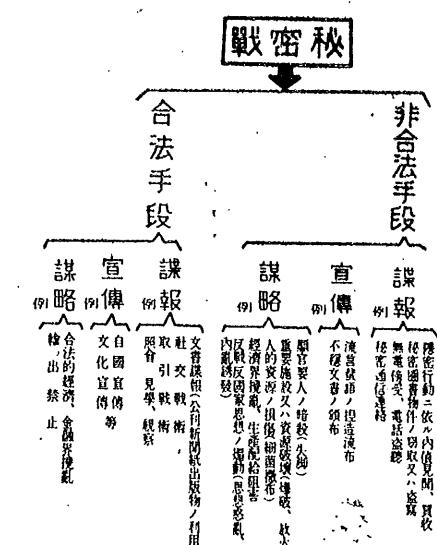
これに「軍機祕」の判を捺して金庫の中に藏つておけば、必ず誰にも盗めないわけだが、金庫の中に藏つて置くだけでは紙屑同様のものに過ぎない。全體の設計圖は金庫の中であつても、部分々々の圖面は必要な方面に配布され、部分品は職工の手によつて作られてゐる筈である。すなはち軍

るにはるだらうが、しかし現在、日本にはかういふ諜者（諜報者）は餘りゐない。日本ではそんな危険などをじなくとも、白晝堂々と大手を振つて仕事ができるからである。

ではスパイの正體は一體何かといふと、それは「外國の合法的な組織の網」であるといへる。今日では、これでな

くてはスパイはできない。何故できないかといふと、今日

わからぬ。ところがその圖面を幾つかに小さく切つた物がバラ々になつてあるとする。その一つ一つを見てゆけば、頭はこんな恰好をしてゐる、足はこんな風で何本ある、尾の恰好はかうだ、とだんくわかつて來て、もとの繪が牛の繪であるか、馬の繪であるか、大概わかる筈である。



、軍の作戦計畫でもさうである。作戦計畫を作つても金庫の中に藏つておいては何にもならないので、それに應ずるやうにすべてのものを動かさねばならない。軍隊も作らなくてはならぬし、火砲弾薬も、戦車も、飛行機も、自動車も作らねばならない。かやうに作戦計畫の書類は金庫の中に入つてゐても、それを推知するに足るものが世の中に入つても出てゐるわけである。そしてそれを見れば、日本軍はどういふ作戦計畫を樹ててゐるか判断できるのである。

そんなに祕密なものなら、しつかりした軍の工場で作ればよいではないか、との説も出ようが、前に述べた通り、戦争の規模が大きくなつた今日では到底それでは間に合はない。要するに戦争が國家總力戦といふ形をとつてきた今日では、國家の祕密が一般國民の手もとにまで行き渡つてゐるのである。例へば兵器、彈薬、被服の製造などは、昔は軍自ら作つたが、今日では民間の各方面で作つてゐる。軍隊を動かすにしても、今日の戦争では非常に澤山の兵が必要であるから、どうしても動員下令が必要である。

秘密戦の手段

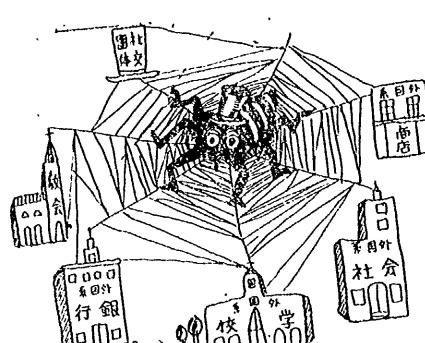
かやうに、國家總力戦となつた結果、祕密が一般國民の間に轉り出でてゐる以上、外へ出でてゐるものができるだけ多く集めさへすれば、正確に祕密を知ることが出来るわけである。しかし一人でこれを集めたのでは、直ぐ怪まれる。

そこで、できるだけ多くの材料を集め、そのため、合法的な組織の網を全国に張りめぐらすことになつたのである。

合法的な組織の網とは何かといへば、外國系の銀行、會社であり、商店である。或ひは教會であり、學校であり、社交團體である。勿論このすべてがスペイだといふのではないが、これらの中に恐るべきスペイの網があることを銘記すべきである。

この組織の網がいかに廣く、いかに濃密に張りめぐらされてゐるかは、例へば會社が全國に百ヶ所以上あるために、合法的な組織の網を全国に張りめぐらすことになつたのである。

約店を出してゐる所から更に百の特約店を持つてゐるとする。一つの出張所から更に百の特約店を出してゐる所とすると、全國に一萬以上の第一段の網があるわけであります。この特約店等に出入する人々等に出入する人々を第二段の網と



し、更にこれらの人々に接觸する人の數を考へてみると、とても想像できない程の多數に上り、これだけの網があれば全國のことは何でも集まるわけである。

勿論これらの組織網から離れた個人的なスペイも、入り込んでゐるにはゐるが、日本ではむしろこの組織網そのものとスペイと考へてよいのである。

スペイのやり方

「何でもない話からでも諜報はとれる」

次ぎに、これらの合法的組織の網を通じて、スペイは如何に活動してゐるかをみよう。

先づ諜報はどうしてやつてゐるかといふと、以上の組織網を通じて、普通の人は格別國家の祕密でも何でもないと思つてゐること、即ち普通にしゃべつたり、書いたり、樂てたりしてゐることを、できるだけ多く集めて、その中から必要な情報を得るのである。

例へばどこの誰が應召した、といふ話は、個々の事實としては大した價値はなさうに見えるが、「どこの誰が

どの師團に應召した」といふ話を日本全國からたくさん集めると、今日本ではどの師團との師團を勤員してゐるといふことが直ぐにわかる。一人で全國を駆け廻つてこんな情報を集めるわけには行かないが、前述のやうな組織を持つてゐる限りには、前述のやうな組織を持つてゐる限りには、樂に情報が入つてくるのである。

た。この卵屋は店の鶏卵窓の下に、精巧な短波の無電機を隠してゐた恐るべき某國のスペイだつたのである。

O……某市で幼稚園を經營してゐた某國の官教師は、慈善家として有名で町内でも評判のいい牧師だつたが、昨年の夏、勇士の遺児に墓子箱を贈つて慰問したい」といふので、戰死者遺族の調査を子供達へ頼んだ。……戰死者の數を調べてゐるのだといふ噂の立つた頃には、その町から姿を消してゐた。

D……某國のスペイが數人の小學生に頼んで、○○港附近の狀況や艦船の出入狀況を調査したことがある。

E……約に連れて行つてやるといつて子供を誘ひ出し、底釣用釣具で要塞地帶内の重要箇所の水深を測らうとしたスペイがある。

F……官廳の祕密を探知するため、給仕に目をつけ、家庭からうまく接近して相當長い間重要な資料を集めてゐた。

スペイの手先に子供

最近のやうに諜報が非常に組織的になつくると、スペイは女でも老人でも、子供でもできることがある。女が

スペイをやることは誰でも知つてゐるが、子供がスペイの手先に使はれてゐることは餘り知られてゐない。こゝがスペイの附け目であり、乗する隙なのである。こゝに子供をスペイに使つた例をお話ししよう。

A……或る軍都に果物商を營んでゐた某國のスペイは、果物をやつて近所の子供を手なづけ、飛行場から飛び上る飛行機の番號を報告させ、異つた番號を異つた型の飛行機を發見した者は賞金を出してゐた。同飛行場にある飛行機の數と種類、性能等を探つてゐたのである。

B……或る師團所在地の鶏卵商が兵營附近の子供に紙屑拾ひを頼み、「軍事機密」又は「祕」の判のある紙屑は十錢、その他軍隊から出る紙屑は五錢で買集めてゐる。

が動き出して、國防婦人會や愛國婦人會の人等が撤送する。その間に「どちらの師團ですか?」「どちらへお出でですか?」などいふ質問がついに出勝ちである。そんな話が次から次と傳はつて、例の網を通じてどん／＼入つてくる。すると何々師團の先頭部隊は何日何時何分どこ／＼を通過して、どの方面へ向つた。第何師團は何月何日、何丸に乗つてどこの港を出港、どの方面に向つた、日本の軍隊はどうやらぬ、どの方向に動いてゐるかといふことが直ぐわかる。

即ちある土地での見聞では、局部的に大した價値のないことで、廣く日本全國に網を擡げてゐる合法的な組織の網にひつかり、そこで整理されると重大な情報となるのである。スパイは、何でもない話、断片的では決して法規にはひつからない



恐るべき文書諜報

—公刊物の中からも諜報がどれり—

外國の諜報機關は、官廳や會社の出してゐるいろいろな

印刷物や寫眞、新聞、雑誌、繪葉書、地圖など、あらゆる公刊物を集めてゐる。一般に販賣し又は配布してゐるこれらの公刊文書の中から、彼等は希望する情報を得てゐる。これを文書諜報といふが、組織的な文書諜報にかかると、どんなことでも分つてしまふのである。

政府の出す統計や、新聞社の編纂する年鑑、各大學で出寸學術報告、或ひは正確な地圖や寫眞等の出版物を組織の網を通じて買入れる。學術關係の機關が學術關係のもの、經濟關係の機關が經濟關係のものといつた具合に買集めるのであるから、何等怪しまれることはない。殊に日本の公刊物は、防諜觀念が薄かつたから實に光明正確で、外國スパイにとつて實に重寶なものなのである。

現にある大使館では、北は樺太から南は臺灣まで、全國各地の地方新聞六十餘種をとつて見てゐる。「何々發電所の故障で東京全市の省線電車が停つた」といふやうな記事が出てみると、「東京の交通をストップさせるためにはその發電所を爆撃すればよい」といふことが直ぐわかる。かやうに一見なんでもなさうな記事の中から、重要な情報を拾つて、としへ本國へ送つてゐるのである。

またある大使館では、東京だけで年に二萬數千回の雑誌書類を購入してゐる。その本の種類も非常に廣範囲であつて、ありとあらゆるものを持つてゐる。小學校の綱定教科書まで買つてゐる。その中で注意すべきは、各種の統計や年鑑、要覽、學術研究報告等である。例へば「試驗研究項目要覽」を見れば、あの博士は現在何の研究をしてゐる、八幡製鐵所の誰々は鐵のこれ／＼に關する研究をしてゐる、といふことが一目瞭然である。「建築年鑑」を見れば、その年に建つた建築の設計は誰、請負つた者は誰と載つてゐる。そこへ手を廻して設計圖を集めれば、その建物を破壊するには何延の爆弾何発、面積がこれ／＼だから高密度

話を廣い範囲から集め、整理して、重要な秘密事項を察知してゐるのだといふことを、國民はよく認識して、おしゃべりに注意していくべきだ。でないと、スパイの片棒をかいだといふ結果になるのである。

最近では警戒が嚴重になつたため餘りやらなくなつたが、官衙、學校、工場、會社等へ照會を發し、その回答から諜報を得る方法もよく行はれる。注文をするふりや、學術上の参考にするふりをして照會するのである。真正面から「製造高はいくらか」と照會すると怪まれるから、時には「私のところではこれだけしかできないから、とてもその御注文には應じられません」と正直に白狀してしまふのである。最近では正式の照會は出さず、裏面から御馳走政策等を用ひて口頭で交渉してゐる形跡がある。

くらで何機編隊で行けばよい、といふ空爆の際の資料が集まるのである。また細菌學の研究書など、逆に日本に對する細菌謀略の資料を與へてゐるやうなものである。

統計、年鑑類を見れば、相當重要なことまで出てゐるか

ら、日本に對する經濟謀略、金融謀略をいかに行ふべきか

といふ資料はいくらでも出て來る。ずっと前にソ聯で出来たオーラーニン、イー・ヨーガン共著の「日ソ若し戦ばば」

一名「日本の戰時持久力」を見るに、日本の各種文書や外國にある日本に關する資料から、實に綿密に日本の戰時持久力を判断してゐる。

こんな具合に、公刊の出版物、文書を澤山集めて、鋭い諜報眼で科學的に整理すれば、日本の國力がわかるから、この方面に餘程注意しないと、國民がしやべるのをやめて、も、祕密がどしどり漏れてゆくことになる。

かやうに文書諜報を重視して、二萬數千圓の圖書を買入

れてゐるその國の文書防諜は非常に徹底したもので、すべ

ての印刷物を、公刊物と雖も殆ど一切國外へ出してゐる。

い、あらゆる印刷物を一切國境で止めてしまふのである。

反対に日本からはどしどりいろいろなものが外國へ出でる。だから諸外國では、日本のありとあらゆることを知り抜いて、經濟封鎖でも破壊謀略でも、日本の最も痛いところを衝くことができるものである。

地圖と寫眞の話

—スパイに至極重複な日本の地圖と寫眞—

地圖にしても、わが陸海軍は重慶の正確な地圖を得るのに非常に苦心した。支那側の重慶の地圖には町名と番地しか書いてないからである。非常な苦心をしていろいろな情報を集め、委員長行營はどこ、立法院はどこ、放送局はどこ、と敵の重要施設を一つ一つ調べ上げ、また一方各領事館とか教會、病院など外國の權益を調べ上げて、はじめて重慶爆撃を決行し得たのである。この重慶の爆撃圖を作り上げるまでには、實に多大の費用と時間を費してゐる。

ところがこれが日本だと、水源池、聯隊、兵器廠、電信局、放送局、火薬庫、飛行場等、國家の重要施設を正確に

る。大體どんな地形のところにあるか、どんな鐵橋であるか、どんな物で作つてあるか、どれぐらゐの高さであるか等を一度偵察しなくてはならない。偵察飛行をやれば敵に悟られもするし、犠牲も出る。



詳しく記入した市街圖を、どこの都市でも僅か二十錢か三十錢で賣つてゐる。中には丁寧に、將來の都市計畫圖から、裏に重要建築物の寫眞までつけたのがある。これを本國へ送れば直ぐに立派な爆撃目標圖となるわけである。

相手が支那だから良い地圖がないのだろう、と考へる人があるかも知れぬが、最近の外國の地圖は取締りが嚴重で、重要施設は全然載つてゐない。英國では一吋十二哩の梯尺の地圖(約七十六萬分の一の地圖で、勿論我が國の五萬や二十萬の地圖などは比較にならない程簡単なもの)まで個人の携帶を禁止したさうである。

人に寫眞であるが、英國では寫眞統制令といふのがあって、國防大臣の許可がなくては、國家の重要施設は殆ど寫眞が一切撮影禁止になつてゐる。ドイツでは政府の許可がなくては一切の寫眞類を國外へ持出せなくなつてゐる。支那でも

從つて、わが海の荒鷺が接続ルートの鐵橋を爆撃するにしても、寫眞を手に入れるのに非常に苦心をした。地圖だけで写眞がなければ、爆撃するにしても非常に困難である。

ところが支那では、前述の通り鐵橋の寫眞は一切撮影禁止なので、どうしても手に入らない。隨分苦心した結果、その鐵道を建設した技師がその鐵道建設のことを書いた本の中に、やつと貴重な鐵橋の寫眞があるのを發見して、早速利用したのである。

語つて日本の状況はどうかといふと、鐵橋とか、停車場とか、放送局などといふ重要施設は大概繪葉書になつてゐる。外人が旅行すると、こんな繪葉書や地図をどんどん買つてゐる。鐵橋とか驛とかの寫真を自由に寫させてきた國は、一等國では日本だけであつた。その意味からいへば、日本は三等國だ、支那より以下だつたともいへるのである。

會社、工場などでは、營業案内やカタログなどに、大がいに撮影の工場全景、社屋全景等を載せてゐる。外國のスパイは組織の網を通じて、これらの繪葉書や營業案内をじどし集めてゐる。この點からいへば、日本人は、知らず知らずとはいひながら、まるで外國のスパイのお手傳ひをしてゐるやうなものである。

宣傳戰最近の傾向

—國民生活の不安をねらふ謀略宣傳—

次ぎに宣傳の話に移らう。こゝに述べるのは、祕密戰の攻撃手段としての宣傳であるから、前にも述べた通り、謀略的な宣傳の話である。



分の希望する方向へ引つ張つて行かうといふ傾向にあるやうである。すなはち本來なら右なら左のものを、編輯または發表方法の巧妙さによつて、左と思ひ込まさうといふのである。

例をあげて話すと、銀座の某デパートの閉店後、女賣子がぞろぞろと歸る寫真、それを出して「日本で」は支那事變のため非常に男が不足し、すべての産業は七十五%まで女の從業員によつて占められてゐる」といふ説明がついてゐる。富城前で勤労奉仕隊が活動してゐる寫真を出して、「支那事變のために労働力が不足したから、日本は少年少女を驅りだしして強制労働をやらせてゐる」との説明がついてゐる。

前の歐洲大戦の時には、世界の通信網は悉く聯合國側の手に收められてゐたので、わが國などに傳へられたのは聯合國側の宣傳ばかりであつた。戦争が済んで、ドイツ側の話をきいてみると大分話が違つてゐる。殊に英國は相當に悪どいデマ宣傳戰術を用ひてゐたことがわかつたので、今は相當に割引してきくので餘り效果が上らなかつた。

現在の宣傳戰の傾向を見ると、餘り出鱗目なデマ宣傳は度の歐洲戦争が始つて、英國側が盛んに宣傳を始めたが、各國では相當に割引してきくので餘り效果が上らなかつた。やつても、ラジオの電波は封鎖することはできないから、直ぐに尻尾を出して終ふ。そこで新聞を見ても、ドイツ側が發表すると英國側でも率直にこれを認める。場合によつては豫じめ味方の損害を發表して、敵側から誇大に宣傳されるのを防ぐといった調子である。

かやうなわけで現在では、極端なデマ宣傳はやつても却つて逆效果なので、本當のこと、事實のことと並べ、その並べ方や繕合せ方、すなはち編輯によつて、相手方を自

16 前の歐洲大戦の時には、世界の通信網は悉く聯合國側の手に收められてゐたので、わが國などに傳へられたのは聯合國側の宣傳ばかりであつた。戦争が済んで、ドイツ側の話をきいてみると大分話が違つてゐる。殊に英國は相當に悪どいデマ宣傳戰術を用ひてゐたことがわかつた。今は相當に割引してきくので餘り效果が上らなかつた。

が、銃後の國民生活を撲滅する生活不安の事實を計畫的に發生させ、一方これに相應する宣傳をやつてゐることである。

例へば、ガソリンの配給を一寸手加減して、ガソリンスタンプの前に自動車の長蛇の列を作らせて、何となく不安の空氣を漂はせる。或ひは漁船の重油を制限して魚の値を吊り上げ、國民生活を脅迫する。そして一方では品不足と生活不安を宣傳するのである。

一頃のマッチ不足の裏にもかうした恐い秘密戰の魔の手が動いてゐた。すなはち當時の自由主義的な生産配給機構の弱點を狙つてマッチを大量に貿占めて國外へ流し、某國が莫大な利益を得る一方、その組織網を利用して、「買溜めて置かねば大變なることになるぞ」「いま暫くマッチを賣らずに置けば一儲けできる」などと、マッチ不足の現象に即應した宣傳をやつた。この宣傳に乗つて買溜めをやる、賣惜みをする、闇取引が起る、となつてます／＼物は少くなる。社會不安は増大する。かうしてあのマッチ飢餓を招來したのである。



には、政治謀略、經濟謀略、宣傳謀略、思想謀略など種々あるが、現在日本として防諺上最も注意すべきものは、經濟謀略から導かれる思想破壊であるが、このことは既に前に述べた。現在アメリカが實施してゐる輸出禁止、即ち經濟封鎖も、經濟謀略の一つの現はれと見ることができ。即ち經濟封鎖によつて戦争遂行を不能ならしめるところに、國民の生活を逼迫させ、その不安動搖に乗じて、反國家、反戦の方向へ導かうといふのである。

しかし經濟封鎖をやつただけで、直ぐに相手方が参るとは限らない。その國が賣らなくても、他の國から買ふ手もあるし、ストックもあるば、國內で生産もできる。そこで最後の最も直接的な手段

は、破壊といふ謀略である。破壊には爆破、放火、細菌等がある。油のタンクを爆破する、炭坑を爆破する、工場、發電所を爆破する、棉花の倉庫に放火する、或ひは從業員に對して細菌、毒物を投する等、直接に人的、物的資源を潰滅させて生産力を低下させて、國力の急速な消耗を圖るのである。これは一方において、治安を紊し國內不安を惹起して、思想的崩壊を速める効果もあることはいふまでもない。

満洲あたりで何百萬圓もの棉花が燒拂はれたり、時計仕掛けの爆弾で鐵橋、驛、その他の重要建物が爆破されたり、或ひは馬三千頭が炭疽菌でやられたこともある。これは明らかに某國の細菌謀略だといはれてゐる。

一衣帶水の彼方で、かゝる敵性第五列の謀略活動がある以上、國內にもその魔手が伸ばされてゐないとは限らない。事變勃發以來、工場の災害が逐年増加してゐるが、この中に、スパイの破壊謀略の魔手によるものが、絶対にないとは斷言できないであらう。

このほかに生産力を破壊する謀略としてストライキやサボタージュの煽動もある。

このやうに、單に自然發生的な事實を編輯しての宣傳に止らず、組織の網を通じて經濟的の謀略をやり、國民生活の不安を人爲的に作つて、これに即應した計畫的な宣傳をやつてゐるのである。つまり、經濟的破壊と思想的破壊とによつて、銃後を急速に崩壊させようと努力してゐるのである。従つて買溜めや賣惜み闇取引等をやつたり、流言蜚語を信じてデマを言ひあらしたりする人は、スパイの手先になつて我が國を滅ぼさうと努力してゐると言つてよいのであつて、防諺上斷乎たる取締りが必要である。今回、國防保安法の制定によつてこれら宣傳、謀略等を取締るやうになつたのは、もとより當然のことといはねばならない。

われ々日本國民は、眼前にいかなる事實をつきつけられようとも、決して動じてはならない。日本の行くべき道はたゞ一つ、世界新秩序の建設あるのみだからである。

最も陰險な「謀略」

—放火、爆破、細菌撒布、ストライキ煽動等—

次ぎに秘密戰の第三の攻撃手段である謀略である。謀略

對日祕密戰の特異性

一心すべき我が弱點のかずくく

日本に對しての祕密戰、即ちスパイ活動は、非常に樂に出来るといふ。その根本の原因は、日本人の無條件な外國崇拜熱である。これに、日本人の防諺觀念の不足、言論出版統制の不徹底、防諺法規の不備等の諸點が加はつて、恐るべきスパイ活動を容易にさせてゐるのである。次ぎに日本における祕密戰の特異性を拾つて、防諺上の参考にしよう。

第一の特徴は、前述した通り、外國系の銀行、會社、教會、學校、社交團體等、合法的な組織の網がスパイの主體となつてゐる點である。この點は歐米におけるスパイ組織とは根本的に異つてゐる點で、結局日本の歐米依存主義がかういふ結果を招來したものである。そしてこれによつて諜報組織が、殆ど半永久的に我が國內に配置されてゐるのわけである。

諜報員にしても、長く日本に在留してゐる者が多く、某

とは裝飾である。

日本では白人は一目で外國人とわかるため、外人諜報員の諜報活動は行動が目につきやすい。従つて日本人をスパイに使ひたがつてゐるのであるが、愛國心の強い日本人のことであるから、なか／＼思ふやうには行かない。そこで止むを得ず自ら視察するため、觀光とか旅行とか、種々の名目でカムフラージュして、外人が國內を歩き廻ることが非常に多い。旅館や案内者、交通從業員は勿論、一般の國民も、これらの旅行者には十分注意しなければならない。我が國は陸接の國境は非常に短いが、海岸線は國境と考へると、非常に長い國境線を有する國である。その海岸線の要點、弱點にスパイの眼が光るわけであるから、重要な海峽、港灣等は嚴重に警戒しなければならない。また軍事的な施設、地點等に限らず、我が國に對しては特に地形の調査に重點を置いてゐるやうである。これは空襲の場合の參者資料となるのである。

日本におけるスパイが、出版物によつて情報を獲得する文書諜報に力を注いでゐることは前に述べたが、これまた

日本におけるスパイ活動の大きな特質である。

近年目立つて増えてきた諜報活動は、工業力、經濟力等の調査であつて、諸外國の對日謀略も經濟部門に主力を注いでゐる。國民の愛國心が極めて強いため、我が國に對して思想諜略は困難とみたためか、我が國の最大の弱點が經濟部門にあると見たためかであらう。經濟諜略によつて思想の擾亂や、社會問題、政治外交問題を惹起するやうに計畫し、一方との隙に乘じて宣傳諜略、思想諜略等を行はうとするものであるから、諸外國の經濟諜略に對しては最も嚴密な注意を要する。

防諺の主體は國民

國民の「人々」が防諺の戰士

以上、日本におけるスパイの正體はどんなものであり、それがどんな活動をしてゐるかを述べた。要するに外國の合法的な組織の網がスパイの實體であり、この組織の網が日本全體を敵うてゐるのである。そして國家總力戰の形となつて、祕密が一般國民の間に行き渡つてゐると、國民



駐日大使館附武官の如きは、既に在日三十年に及んでゐる。東京にある某國領事も既に在留二十年である。長い在留期間であるから從つて、いはゆる親日家といはれる人が多く、さういふ人に案外とんでもない諜報員がある。例へば某大使館附武官夫人等は有名な親日家で、日比谷公園の街頭に立つて活躍したりしてゐたが、その裏面では陸軍省の紙屑集めもやつてゐたのである。

諜報組織が半永久的で、諜報員の在日年限の長いのが第二の特徴である。諜報組織が半永久的で、諜報員の在日年限の長いのが第二の特徴である。諸報員の在日年限の長いのが第二の特徴である。諌報組織が半永久的で、諜報員の在日年限の長いのが第二の特徴である。

の防諜觀念の不足に乗じて、悠々と諜報をやり、宣傳、謀略等を逞しくしてゐるのである。

これを防ぐのが防諜である。そして防諜の主體はあくまで國民全體である。今日の防諜は決して官憲や軍の方だけで出来るものではない。

なぜなら、しばく述べた通り、國家總力戰の今日では國民全體が祕密を持つており、知つてゐるのである。兵器、彈藥、糧食、被服の製造は軍が一手でやつてゐるのではなく、相當の部分を民間でやつて貰つてゐる。將兵は社會の中から應召し、歸還軍人となつて社會に戻る。從つて軍に關する情報も民間にあるから、民間でどんく漏らしては、第一、軍の防諜もできない。

それに、國家總力戰になつて、スパイの狙ふ諜報の對象は國民が持つやうになつたのであるから、この意味からいつて防諜の主體は國民自身となつて來たのである。宣傳についても同様に、國民が防諜の主體である。宣傳の對象はいふまでもなく國民である。だから國民が、どんなことをいはれてもその宣傳に乗らない、デマ宣傳を信用

一寸した不注意が…

お互ひに最も注意を要するのは、一寸した不注意によつて知らずくの間にスパイに祕密を提供するといふことである。左に一寸した不注意から防諜上大きな結果を來した例を紹介しよう。

A：某大會社で重要書類は焼却するといふ規定があつたにもかゝらず、機密書類の取扱責任者が何心なく「この紙の裏をメモ使へ」といつたので、從業員が普通の書類だと思ひ込み、社外に持ち出したため、轉々として外國の諜報機關の手に入つたことがある。

B：某軍需品工場の下請工場主が秘密兵器の設計圖を借用して歸るとき、その青寫真をズボンのポケットへ入れて自轉車に乘つたため、途中で落し、軍の秘密兵器の内容が外國に漏れた。

C：軍需品輸送の際、某港で荷札がけである。

經濟封鎖にしたところで、たとひ封鎖をされても國民の覺悟一つ、即ち、「あくまでも困苦缺乏に堪へる」といふ國民の決意次第で、經濟封鎖の効果は大きくなれば小さくなる。従つて、諜略に對する防諜の主體も國民である。

今日では警察官や憲兵だけ防諜をやることは絶対不可能である。國民各自が、やんなくては防諜は絶対に出來ない。假りに一人の泥棒があるとして、その泥棒に絶対に物を盗ませまいとすれば五人や十人の警察官が要る。スパイが合法的な組織の網となり、全國のいたるところに網を張りめぐらしてゐる今日では、これを盲點だけの力で取締ることは不可能である。

國民が防諜に關する認識を徹底的に改め、防諜の主體は國民であるとの自覺を以て、その言動を慎重にしなければ到底防諜の完成を期することはできないのである。

いかにして防ぐか

—外國依存、歐米崇拜から脱却せよ—

防諜の主體がわれく國民であることはわかつた。で

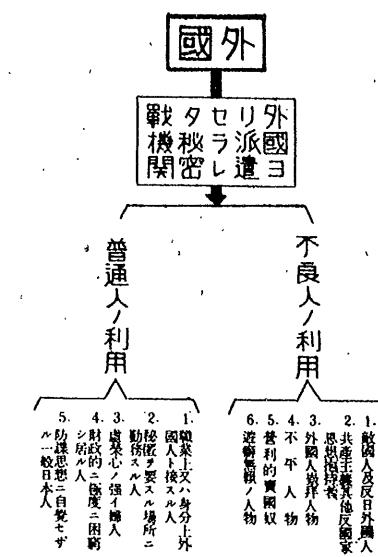
は、いかにして祕密戦の攻撃に對して防衛するかである。

スパイの正體は外國の合法的組織の網であると述べた。然らば防諜的根本問題は、この祕密戦の主體たる外國の組織網を取除くことである。

即ち資本、技術、學術、宗教等あらゆる部面における外國依存から、早く脱却することが必要である。

F：某會社の總會の席上で、戰地から歸還した一社員が、外人社員があるのにもかゝらず遠慮なく實戰談をやつた。だめ、軍の祕密事項が外國へ漏れた。

ババの利用関係

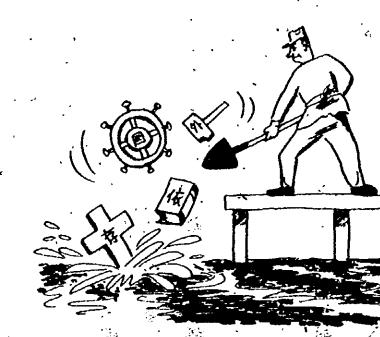


が止るかは^は抜けなのである。

の支店を持つてゐて、船舶關係のことはずつかりわかつてゐる。また外國の火災保險會社に再保險すると、工場の内容が全部向ふへわかる。いろいろの工作機械も全部外國から買入れ、外國から技師を招聘してゐたから、日本の祕密は外國へ筒抜けである。

歐米依存を續けてゐる限り、防諺は絶対にできない。例へば電力には莫大な外債^{わいぜ}が入つてゐる。そのために外國人が各電力會社の會計検査にきて、すつかり書類^{しきる}を檢閱^{けんえつ}し、現場を調査し、必要な報告をとつてゐる。その報告によつて、どの發電所はどの工場とどの鐵道に、どれだけの電力を供給してゐるかがはつきりわかつてゐる。どの發電所を

い。即ち高度國防國家の建
設は、防諜の立場か
家を一日も早く建設
しなければならない
のである。



出來、日本國民は防諜觀念が稀薄であり、現下の最大の弱點であるといはれてゐる。防諜

その例である。

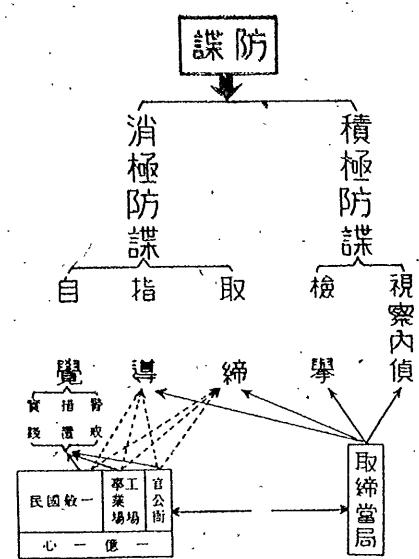
陸によつて接した國境をもつてゐないことも、防諜觀念を稀薄にしてゐる一つの原因であるかも知れぬが、科學の進歩發達した今日では、國境を接してゐるゐないは、問題

防諜觀念徹底の急務

新編國語大典

無條件の外國暴政こそは、諸外國にとつて對日祕密戰の最も良い足場であり、スペイ活動の温床體となつてゐるのである。

防諜方策

備考
本務
協力

鐵道の沿線には重要地帯が非常に多い。殊に工業の密集地帯や、港湾を見下したところ、大都會の周囲等は特に重要な視しなければならない。緊張した防衛意識からすればこれは實に危険なことである。法規で禁じてないからといつて、外國人等に何處でもパチ／＼寫させることは、一般國民の防諜觀念が弛緩してゐるからだといへる。

寫真を撮る者がスペイだといふ意味ではないが、スペイに利用されるかもしれないやうな寫真は、寫させない、或ひは寫さないやうに注意することが、防諜上の心構へではあるまい。萬人にこの心構へが整はなければ、防諜は徹底するものではないのである。

防諜と法規との關係

「法律を守つただけでは防諜はできない」

ではなくなつてきてゐる。
汽車の窓から外國人が、小型寫眞機でパチ／＼寫真をとつてゐたとする。その場所は撮影禁止區域ではないが、軍事と一般社會との關係が複雑且つ密接となつた今日では、

要塞地帶法、軍港要港規則、陸軍輸送港域軍事取締法等いろいろある。しかし法律といふものは、最後の線だけを押へたものであつて、法律でいけないといふことだけを守つてゐればいいかといふと、それでは防諜は絶対に不可能である。

例へば軍機保護法で、東京横濱附近では、地上二十米以上のお高所からは、許可なく寫眞をとつてはならないことになつてゐる。では二十米以下なら鐵橋をとらうと脚を揃ら



防諜陣地

うと差支へないことになるが、法律に觸れてゐないといふのでこんなものをどしきり出してみると、とんでもないことになることは、前にあげた海賊の鐵橋爆撃の例でおわかりのことと思ふ。従つてこゝに、官憲の行政指導が必要となつてくる。法規にはなくとも、防諜上必要と認める措置はどしきりとつてゆかなくては、本當の防諜はできないのである。

最近某國が各工場の事業案内を集めてゐるので、陸海軍の「指定工場」といふことはなるべく書かないやうにと指導する。すると「納品先陸軍省、海軍省」と書く。これもいけないことでは、祕密にしてゐる軍用資源秘密保護法による指定工場の祕密を保つことはできない。各官憲の行政指導に、進んで服従するだけの心構へにならなければ、防諜は絶対にできないのである。

ところが日本人はこの點の認識がなくて、「防諜上有害だから止めてくれ」といふと、「それは一體どんな法的根據によつていつのか」と喰つてかかる。「防諜に關する限

り……」といふは、から明示しなくてはならないのである。

また、「防諜上感心しないから止めてくれ」といふと、「これはあの本にも載つてゐる。あの本によじものがどうして自分のだけ悪いのか。もう相手には分つてゐる筈だ」と反問される。しかし、これは諜報を少しでもやつた者には直ぐわかることであつて、スパイといへども神様ではないから、日本の出版物を全部讀んで情報を得てゐるわけではない。百の本の中に一つや二つなら、案外目を逃れることがあるので、一つに載せたからといふので、すべての本に書いてよいといふことはならないのである。

個人の防諜心得六ヶ條

一、防諜は銃後國民の義務

では、國民としてどんなことに注意すればよいか、一般人の防諜の心得といふべきものを、簡條書きにしてあげてみよう。

一、各「自己」の言葉を慎むこと

口は禍の門、防諜の第一の要諦は何といつても言葉を

慎むことである。不用意な言葉から、或ひは重大な秘密を漏らし、或ひは謀略、宣傳に踊らされるやうなことのないやうにしなくてはならない。

殊に業務上、祕密に關係してゐる人は、業務上是非言はねばならぬこと以外はしやべらぬことが肝要である。殊に名機、數量、特徴に關することは避けねばならない。

この沈黙といふことは出版物、寫真等についても同様である。

二、自己の保管してゐるものに注意すること

自分が保管してゐるものを使ったり、盗られたりしないやうに注意しなくてはならない。大切な書類などは自宅へ持ち歸らぬ方がよい。持ち歩いてゐる間にとかく油斷が起り勝ちで、間違ひの起るものとなる。複寫術の進歩した今日では手許に持つてゐても、一寸した油斷から内容を知られるのである。

泥酔してゐる職工を警察にあけてみると、祕の印を捺した書類を持つてゐることがよくある。祕密書類がみつからないといふので大騒ぎをしてゐたら、技師が自分の家へ持

三、自己の持場を嚴重に守ること

常に防諜といふ立場に立つて冷静に判断する必要がある。でないと自分までスパイの手先になつてしまふのである。

五、自己の行ひを慎み、つけ入られる隙を作らぬこと

スパイの手先となる日本人は大概金錢で買收されてゐる。酒や女や金錢の誘惑にかかり、或ひは弱點を相手に押へられて脅迫を受け、外國の手先となることのないやうに注意しなければならない。その根本は、自分の行ひを慎み、私慾を去つて、公私

四、他人の言葉や記事等に輕々しく迷はされること

日本人は人を軽々しく信用して、直ぐ祕密を打ち明ける癖がある。ある外國スパイは「日本では先づ相手に信用されることが第一で、スパイをしようなどと思つてはならない。信用されるやうになれば情報は自然に入つてくる」といつてゐる。俺はスパイだが……と言つて近寄つてくるスパイは一人ないのである。まして御當人すら、スパイの手先になつてゐることを知らない場合が多いことは、既に述べた通りである。

他人の言葉や書物に書いてあることを軽々しく信用する

ど、敵の宣傳、或ひは謀略にひつかかる虞があるのであるから、

前歐洲大戦の時、有名なレーラード事件といふのがあつた。オーストリアの參謀レーラード大佐が作戦計畫をロシアへ賣つた事件で、結局、大佐はピストル自殺を遂げた。このレー

ドル大佐は、最初は金でも酒色でも、どうしても誘惑されなかつたが、たつた一つ、同性愛の秘密があつて、これを暴露するぞと脅かされた結果、する／＼と深味へ引込まれたのであつた。若しその秘密が暴露しても、それは自分一個のことである、と公私の別を明らかにしてゐたなら、こんな不祥事件は起らなかつた筈である。

六、規定をよく守ること 殊に寫真撮影、著作、出版等、自分の作るものによく注意すること

防諺に関する法規は最後の一線を押へたものであるから單にこれを守るといふだけでなく、法の精神を酌んで行動しなくてはならない。官廳や會社、工場等には、秘密保護の諸規定があるから、進んでこれを守るやうにすることが大切である。

殊に我が國では文書報が盛んであるから、不用意に書きたり寫したりしたものから、秘密を外國へ漏らしたり、相手國の謀略や宣傳に利用される資料を與へることのないやう、注意しなければならない。

團體の防諺心得

一 團體として注意すべき諸點

次ぎに會社、工場、官廳など、一般に團體としての防諺上の注意を述べよう。

1 採用後は指導、監督、教育を怠らず、防諺上の禍害を未然に防止すること。
2 採用後は指導、監督、教育を怠らず、防諺上の禍害を未然に防止すること。
3 公平な人事、待遇の改善、福利施設等によつて人の和を保つこと。

4 日本人以外の者を使用する時には時にその監督を厳重にしなければならない。

5 警戒を嚴重にすること

1 スペイン他の不良分子が潜入し得ないやうに、守衛や看守の必要なところにはこれを置き、またその服務に無理がないやうにし、戸締りや垣根を嚴重にする。

三、書類や品物の取扱を嚴重にすること

- 1 商會人、商人、その他外來者の出入を嚴重にする。
- 2 祕密を要する場所や施設には、關係者以外の者が接近し得ないやうに、必要な措置や設備をする。
- 3 必要ある場合には、なし得れば出入者の携帶品を検査する。

發表の不統一から秘密を推知され、または秘密を漏洩しないやうに、公表する事項は關係者の閱覽、點検を受け、關係者相互の間に連絡も緊密にして、防諺上遺憾のないやうに記事を統一しなければならない。

五、防諺觀念の養成 防諺組織の結成

- 1 祕密書類は起案(計畫)から作成、授受、保管、使用、検査、處分までを明確にし、勝手に寫を作つたり、内容を盗み取られないやうにする。私室や自宅等へも持ち歸らぬやうにしなければならない。
- 2 書類や通信の發送と授受には責任者を定め、過誤による紛失を防止すると共に、外部から不穩文書やデマ宣傳文書の入つて來るのを防ぐ。
- 3 祕密の内容が製品として現はれる工場などでは、この製品の取扱についても以上に準じて注意すること。

四、發表を統一すること

幹部自ら範を示し、防諺心の向上を圖ること。
2 防諺に關する教育、指導ができるだけ廣く行ふこと。
特に防諺上の缺陷を發見した場合には直ちにその機會を捉へ、防諺觀念の徹底を圖ること。

3 各部、課、室毎に防諺主任者を定め、更にこれを全般的に統制して、防諺に關する諸規定の普及徹底と遵守勵行に努める。

團體防諺の成果如何は、幹部の防諺觀念の如何にかゝつてゐるといつても過言ではない。團體の幹部、殊に上級幹部の防諺に關する關心の向上を切望する。

また團體の防諺は、その團體だけの防諺ではどうしても完全にはゆかねから、その團體と交渉のある各種の業者が手を握り合つて防諺に努められるやう希望する。

むすび

—要是眞の日本、眞の日本人になること—

むすびに當つてもう一度言ふ。防諺とは祕密戦から我が國を守ることである。支那事變は忠勇なる皇軍將兵の努力によつて、武力戦では完全に勝利を得てゐる。残された問題は祕密戦である。われくは是が非でも、祕密戦に戰ひ勝たねばならない。全力をあげて、すべてのものを擣け盡しても、これに戰ひ勝つことが銃後國民の責務である。われくが第一線將兵の心を心とし、敢然として恐るべき祕密戦から祖國を護り終せた時、勝利ははじめて我々の頭上に輝くのである。祕密戦に對して祖國を守るとは、即ち、諸外國の我に指向する諜報、宣傳、謀略の魔手に對して、我々國民が各、その分に應じて日本の國を護ることである。從つて防諺の根本は日本國民が至誠奉公の念に燃える眞の日本人になることにある。

外人と交際し、會話することを誇りとするやうな歐米崇拜はこの際斷乎として排撃しなければならない。英國の我

が國に對する宣傳方策の一つに「日本人の間には英語で書いたパンフレットやニュースを喜ぶ者が多いから…」といふ一項がある。スパイに乘ぜられる根本の原因である外國崇拜をやめることが、防諺の第一步だといへるのである。

外國系の經濟團體、宗教團體、教育團體等、既に日本に不必要となつたものは、できるだけ早く取り除いて、スペインの溫床體を絶滅しなければならない。更にわれくの頭の中にある外來思想、即ち自由主義や個人主義思想も徹底的に排除して、眞の日本人に立還らねばならない。

日本がほんとうの日本、自主獨往の日本となり、日本人が眞の人となつてはじめて、眞の防諺ができる。この日本を作ることが、即ち高度國防國家の建設に外ならないのである。



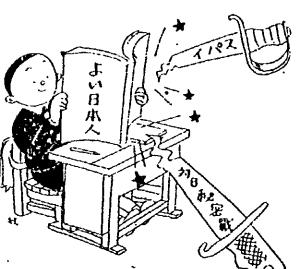
防諺と學校教育

—防諺は知識ではなく、練である—

防諺觀念の養成には、少年時代から學校教育での觀念を教へ込むことが必要である。

「防諺教育」と銘を打つと、スペイ教育に對するスペイ防

止教育ともいふか、いかにも特別な教育をしなくてはならぬと思ふ人があるかも知れないが、決してさうではない。



防諺に限らず、すべて「防諺」とか「防諺教育」とか聲高く呼ばれてゐる間は、決してその國の防諺は完全ではあるといへない。

防諺教育と銘を打つと、スペイ教育に對するスペイ防止教育ともいふか、いかにも特別な教育をしなくてはならぬと思ふ人があるかも知れないが、決してさうではない。

日常生活と防諺とがピッタリと融合し、行住坐臥、知らずのうちに防諺が實踐される、即ち各人の日常生活の中に、防諺行為が實踐されるやうにならなくては、

眞の防諺は出來ない。防諺教育が防諺技術の説明に終始してゐる間、即ち知識の範圍に止つてゐる間は役に立たないのであって、行住坐臥の練として、日常生活の一舉手一投足の上に防諺行為が實踐されなくてはならない。即

北防

卷之三

化し、その結果諜報の対象も、軍の編成、裝備、作戰行動等の軍事的目標から廣く國家の總力へと向けられて來たことは繰返して述べたところである。國家總力の中で、國

各工場はこの一國の工業力を形作つてゐる構成要素であると同時に、軍需品製造の關係から、直接に軍の裝備、能力等に關する機密を持つてゐる。従つて敵國の諜報、宣傳、謀略の魔手が工場に向けられるのは、むしろ當然のことであつて、最近の我が國の諜報犯罪の状況を見ても、明らかにこれを立證してゐる。こゝに工場防諜の特色と防諜上注意すべき事柄を纏めて、特に摘要することにしよう。

團が非常に廣く、また祕密の保持者が非常に多いことである。それだけに工場防諜には、細心の注意と從業者各人の協力を必要とするのである。

近代工業は資本、労力、動力、原料等幾多の要素を綜合して成立してゐるが、これらの要素と生産力との間には大體一定の方程式があり、一つの要素を知れば大體その生産力を知り得る。また各國の科學の發達が一定の水準に達してゐる今日では、製造品の一部分を知れば、大體その全般

給自足してゐない會社、工場が多く、また原料を外國から供給に仰いでゐるものもある。これらの動力、原材料を相手國の破壊、又は遮断等から守らねばならぬから、これら原材料、動力等に對する防諜的關心が必要である。

工場防諜上注意すべき點

以上述べたやうに、工場は國の工業力の一部をなしてゐるから、その意味から「祕密」を持つてをり、同時に軍需品の製造工場は直接に軍事的「祕」を持つてゐる。

敵國のスパイはこれらに向つてその鋒先を向けてくるものと覺悟しなければならぬが、特に、生産力關係の祕密事

その機關の馬力を知り得るのである。従つて、工業力についても製造品についても、祕密すべき範囲が非常に廣いのであって、これが工場防諜の第一の特色である。

また、祕密に關聯してゐる人が非常に多數で、殆どすべての從業員が祕の實體を或る程度正確に知つてゐる。これが第二の特色である。

次ぎに近代工業では生産の原動力たる燃料、電力等を自給自足してゐない會社・工場が多く、また原料を外國から供給に仰いでゐるものもある。これらの動力、原材料を相手國の破壊、又は遮断等から守らねばならぬから、これら原材料、動力等に對する防諜的關心が必要である。

工場防諜上注意すべき點

以上述べたやうに、工場は國の工業力の一部をなしてゐるから、その意味から「祕密」を持つてをり、同時に軍需品

各課目の教育に當つて、以上の六ヶ條を、國祭約、又は各人の生活の中に自然に實踐されるやうに徹底させなくてはならない。このやうに徹底させるには、教育といふよりもむしろ終始撓まぬ撓によることが必要である。

學校教育における防諜教育の要點は、結局「防諜心得六ヶ條」で述べた六ヶ條に盡きる。このことは前にも述べた通り、至誠奉公の念に燃ゆる眞の日本人たらしめることによつて完成するのである。

知り得るかを教へた場合に、必ず「統計はかやうに重要な資料であるから、不用意に外國に示すと對日祕密戦の資料として利用される處がある。故に自己の業務上の資料とする以外には決して他に示すべきでない」とことを徹底さる。

修身で、寡言(不言)實行の美德を教へる場合、不用意の言がいかに謀報、宣傳、謀略に利用されるかを例示する。

地理、歴史その他すべての課目でも、これと同様の方針で教育すればよいのである。なほ單に知識として教へるだけではなく、その知識を學校生活の中、家庭生活の中で實踐して行くやうに導くことが最も肝要である。

項、製品名、生産額、生産能力、工場従業員数(技術者、職員も含む)、工場設備、使用原材料(燃料、電力を含む)、は防諜上注意すべき點であり、絶対に秘密を守らねばならぬ點である。この中、製品名と生産額、生産能力等は一般に注意されてゐるやうであるが、他は割合に注意を失はれ

勝ちである。特に「使用原材料」からは直ちに生産額を推定しうるのであり、またこれに對する謀略に得るから注意を要する。



以上のほか、工場で日常使用される作業計畫、各種記録、傳票、労務員の出席表等は、これによつて容易に生産力を推知し得るものであるから、取扱に注意を要する。たゞひ單獨では生産力は推知できなくても、多數を集め

ば推知できるものである。

工場の宣傳用の型錄等の記載事項にも注意して、軍需品關係の秘密事項、製品名、受注額、生産額、設計圖、等は絶対に載せないやうにせねばならない。

このほか個々の製作圖面、検査記錄等の日常使用する書類にも注意すべきである。

以上の諸點は、單に直接受注する親工場だけでなく、下請工場に至るまで、十分の注意が必要とするのである。

謀略に對する注意

秘密戦の魔手は單に機密を探るだけではなく、更に積極的に思想謀略や破壊謀略などとして、工場に迫つてゐることも忘れてはならない。

工場に對する思想謀略として、最も注意すべきはストライキ、サボクージュの煽動である。眞に勞資一體となつて見える魔手を防ぐがねばならない。

次ぎに注意すべきは破壊謀略としての放火、火災である。最近我が國の工場、特に軍需工場の火災が非常に増加している。工場としても、自己の關係する範囲で、警戒、監視

を厳重にし、いやしくも敵國第五列の活躍を許すことのないやう注意すべきである。

第三に、有事の際ににおける空爆の慘害を防止するため、工場の大規模な分散配置が、生産力確保の上から絶対的に必要である。また工場の建築に關する設計圖や寫真等

に對する防諜的關心は、從來頗る薄かつたやうであるが、これは爆撃計畫の好参考資料となるのであるから、今後は十分に注意しなければならない。また工場名を煙突や煙屋根等に標示したり、或ひは工場の位置を地圖に明示することなども、防諜上速かに一掃しなくてはならない。

力メラマンと防諜

—写真は如何に利用されるか—

寫眞の特質は正確且つ迅速、記録性にある。近代の秘密戦においては、諜報に、宣傳に、謀略に、各國はこの寫眞の特性を最高度に活用してゐる。それだけに寫眞の持つ國防上の意義は一層重大となつたのである。

海鷺の〇〇鐵橋爆撃が、同鐵橋を建設した技術の著書の寫眞によつて行はれた話は前に述べた。事變當初に行はれた〇〇敵前上陸の決行は、水牛を使用して耕作してゐる田園風景の繪葉書から、同地方の水田の深さが、徒步で涉れる

ことを判斷して決行したのである。また〇〇方面作戰軍の編成や裝備の決定には、その地方の寫眞が非常に参考となつた。

これだけの話から見ても寫眞の重大性が十分認識され得るであらう。しかし同時にまたそれだけ、防諜上にも重大な問題なのである。某國では日本全國の繪葉書を買集めてゐる。寫眞の入つてゐる日本地理書を多數に購入してゐる國もある。わざ／＼古木屋を漁つて、近頃では手に入らぬ

重要施設の寫眞を切り抜いてゐる國もある。日本に長く住んでゐる有名な外國のカメラマンは、日本人のカメラマンと友達になり、そのアルバムの中から必要な寫眞を貰ひ受けた。これは本國からの密令によるもので、自分で撮つたのでは目立つからである。

こんな例は無数にある。いづれも爆撃、爆破、その他謀略の参考資料にするためである。日本には現行の法律で制限されてゐるもの以外にも、彼等スパイに有利な寫眞が非常に澤山あり、しかも極めて容易に、廉價に手に入るのである。試みに繪葉書寫眞だけでも、どんなものがあるか者へいたゞきたい。港の施設、大工場、鐵橋、電信、電話局、放送局、發電所、變電所、水源地、淨水場、燈臺、海岸線、都市の高所寫眞等々、作戦や空爆や謀略の極めて貴重な資料ではないか。

更に近代の宣傳戰では、寫眞宣傳が最も直接的な效果を持つものとして利用される。國內のニュース寫眞が國際的なデマ宣傳に悪用された例は、前にあげた宮城前の勤勞奉仕や、女店員の退店時の寫眞の外にもいくらである。



枚方火薬庫の爆發、靜岡大火の寫眞は、日本における反戰團體の仕業だと宣傳に使はれた。「國策に副つて下駄穿き」の寫眞は日本の物資不足、經濟的行詰りの宣傳に利用された。グライダー競技のニュース寫眞は、日本の航空隊擴張のための強制訓練であるとされた。未完成大阪驛の寫眞は日本の物資不足の誇大宣傳に利用された。こんな例は數限りなくある。銀座の玩具屋の寫眞、子供の玩具の寫眞でさへ、「日本にはもう詩的情操はない、子供の玩具まで鎌兜であり、機關銃である」との惡宣傳に使はれてゐるのである。一枚のスナップ寫眞でも心しなければならない。

國家として寫眞防諜上打つべき手は二つある。その一は撮影禁止であり、今は寫眞の国外流出禁止である。わが國で前者に屬するものには、軍機保護法、軍用資材の輸出禁止である。その二は、以前に屬するものに

わが國の寫眞科學の進歩のためにも是非必要である。

2 過去の寫眞を整理せよ

防諜法規の制定前、または改正前の寫眞は勿論、新らしい寫眞防諜の見地から行はれない撮影を禁止してゐる。

寫眞の國外流出禁止は、我が國では防諜的見地から行はれてゐるものはない。ドイツは政府の許可するもの以外は一切國外に搬出することを禁じておらず、英國も國防省布告によつて、外國へ輸出する寫眞は一切検閲を経べきことにしてゐる。

防諜と法規との關係は既に述べた。法規の禁を守つただけでは寫眞防諜はできぬのである。法規さへ犯さねばよいとの者はこの際一掃して、恐るべき祕密戰からわが國を守るために努力していただきたい。

カメラを持つ人々の、熾烈な祕密戰の渦中にあらわれた現状を認識して、國策協力への一大轉換を切望する。

3 先づ撮影の際注意せよ

被寫體の選定に注意することが第一、背景に注意を怠らぬことが第一。

4 寫眞の公開に注意せよ

寫眞を新聞、雑誌、その他の出版物に掲載したり、繪葉書にしたり、展覽會に出したり、映畫にしたり、多數の人間に配布したりする場合には、特に慎重に今一度、防諜の立場から吟味することが大切である。秘藏のアルバムの寫眞でも散逸する。外人でも誰でも見ることのできる公開の寫眞は、特に注意の上にも注意が必要である。

寫眞防諜の心得

1 國產愛用

これは外國の組織網を國內から一掃するためにも、また



國防保安法について

司 法 省

第七十六回帝國議會を通過し、過般公布をみた國防保安法は去る五月十日から施行されたので、この機會に簡単に、同法制定の理由と内容の概略を紹介する。

制定の理由

現代戦は國家總力戦であり、武力戦だけでなく、銃後でも諜報、宣傳、謀略等の祕密戦が火華を散らして戦はれることは「祕密戦と防諜」に詳しく述べてある。事變下の我が國を目標とする列國の諜報、謀略活動は、慌しく國際情勢を反映していよいよ熾烈化しつゝある。

從來わが國の法制は國際祕密戦に對處するにはなほ十分ではなかつた。すなはち、軍事上の祕密を保護するためには軍機保護法があり、軍用資源祕密を保護するため

には軍用資源祕密保護法があり、官廳指定の總動員業務に關する重要な國務にかかる國家の綜合的な最高機密である。第四十四條の規定があるが、外交、財政、經濟その他にあつて、國防上外國に祕匿せねばならぬものを保護すべき直接の規定は、遺憾ながら完備してゐなかつたのである。

そしてまた、國家機密、軍事上の祕密等に關する罪、その他外國の諜報、謀略等の活動を防止すべき法令違反の事件については、事件の特殊性から、捜査を一元化して手續の迅速、確實及び適正を圖る必要があると共に、審判もまた迅速化し、審判の途中で機密の漏れることを

防止する必要があるが、現行刑事訴訟法はこの點に關する用意が十分でない。内外の情勢に鑑みると、今こそこれら國家機密の保護に關する法規を整備することもに、前述のやうな特殊の犯罪に對する刑事手續規定の不備を補ふ必要がある。

これが本法制定の理由であつて、本法の目的は、要するに國防機能を保有し帝國の安全を期するに在るから、「國防保安法」といふ名稱をつけたわけである。

罪

本法は第一章に罪と題して刑罰規定を收めてゐる。

一、國家機密 本法にいふ國家機密とは「國防上外國に對し祕匿することを要する外交・財政・經濟その他に關する重要な國務に係る事項にして、（一）御前會議、摺轎院會議、閣議又はこれに準ずべき會議に付せられたる事項及びその會議の議事、（二）帝國議會の祕密會議に付せられたる事項及びその會議の議事、（三）前二號の會議に付するため準備したる事項その他行政各部の重要な機密事項、の一に該當するもの及びこれを表示する圖書

物件」（第一條）をいふのである。元來、重要な國務に係る事項は、その性質上當然に祕密たるべきもの（いはゆる自然祕）であり、法律の規定によつて初めて祕密とされるもの（いはゆる指定祕）ではない。本法第一條は、その性質上當然に祕密たるべき重要國務に係る事項の中で、國防上外國に對し祕匿することを要する重要機密を特に取上げ、これをいはゆる國家機密と定めて列舉したのである。「國防上」とは武力戦遂行を中心とした廣義國防の意味である。「外交・財政・經濟」を掲げたのは、從來軍機保護法等に規定されてゐる事項以外で國家の最高機密に屬するものは外交・財政・經濟に關するものが多いため、それを例示的に列舉したまでのことである。「これに準すべき會議」とは例へば、いはゆる四相會議、五相會議などを指す。「その會議の議事」とは「會議に付せられたる事項」を審議する際述べられた意見、表決並びに議題に關聯して述べられた事項等をすべて含む趣旨である。「會議に付するため準備したる事項」とは、その會議に付するため議案や参考資料として準備したものといふ。

「行政各部」といへば文字上は各省以下の行政各部が全部合まれるわけであるが、「國防上外國に對し祕匿することを要する重要な國務」を管掌する行政各部といふことになる、その範圍は相當に限定されるであらう。

本法のいはゆる國家機密は、前述のやうに、高度の自然祕であり、客觀的に存在し、本條の規定する要件を具備することによつてその範圍、限界は自ら一定してゐるのであるが、取扱の慎重を期するため、本法施行令において、主務大臣は國家機密に屬する各事項につきその取扱者その他關係する者に祕密保持上とるべき措置、その他その取扱方に關し必要な指示をなすべきこと、各指示に係る國家機密に屬する事項を表示する圖書物件の保管者は、當該物件に一定の標記を附すべきこと、その他國家機密が外國に祕匿することを要しないやうになつた場合の措置等について規定を設けた。

要するに、國家機密は國家の最高機密であつて、これ

を知る者は特定の官吏その他の極めて少數の關係者に限られるばかりでなく、前述のやうに慎重な取扱方法

を執るのであるから、善良な一般國民が知らず／＼の間にこの罪に陥るといふやうなことは絶無といつても過言ではなかろう。

二、業務者の國家機密に關する罪

國家機密は前述のやうに極めて限られた範圍の者だけが保持してゐるものであり、且つ外國の諜報活動もそこに集中されることは當然豫期されるから、その根源を保護する趣旨で、本法は業務上國家機密を取扱ふ者に十分注意を喚起することとした。即ち業務に因り國家機密を知得、領有した者が、これを（一）外國外國のため行動する者及び外國人を含む、以下同じに漏泄し又は公にすること（第二三條）最も重い刑を以て處み、更に（二）他人に漏泄すること（第六條）及び（三）過失に因り外國に漏泄し又は公にすること（第七條）とも罰することにした。「業務に因り」とは國家機密に屬する事項を取扱ふのがその人の常務であり、又は少くともその一部である場合を意味し、官吏のみならず、例へば國家事務を代行する會社、銀行等の社員も業務上國家機密を取扱ふ場合はこれに含まる

べく、辯護人が訴訟關係上で知り得た場合もまた含まれる。「公にする」とは不特定人又は特定多數人の知り得る状態におくことであつて、例へば新聞雑誌に掲載したり公衆の前で講演するなどはその適例である。公にすることは、外國に知られるといふ點から見れば、直接に外國に漏らすことと大差なく、國家に與へる害悪は殆んど擇ぶところがないから、本法においては外國に漏泄することと公にすることとをすべて同一に取扱つてゐる。

三、業務者以外の者の國家機密に關する罪　國家機密を保護するためには右のやうに、その保持者に戒心を促すとともに、これを狙ふ外國の諜報網の觸手を剪除する必要があるので、（一）外國に漏泄し又は公にする目的を以て國家機密を探知、收集すること（第四條第一項）と前し、（二）右の目的を以て國家機密を探知、收集した者がこれを外國に漏泄し又は公にする場合は刑を加重する（同條第二項）こととし、更に（三）業務に因る場合と外國に漏泄し又は公にする目的を以て探知收集する場合以外の場合、例へば偶然の機會に國家機密を知得、領有し

た者でも、これを外國に漏泄し又は公にする（第五條）ときにはこれを罰することにした。

四、國家機密に關せざる罪

本法は國家機密に關する罪以外に三つの新たな罪を規定してゐる。その一は、國防上の利益を害すべき用途に供する目的を以て、又はその用途に供せられる虞あることを知つて、外國に通報する目的を以て外交、財政、經濟その他に關する情報を探知、收集する罪（第八條）で、これは敵性國の諜者的情報を探知收集する行為又はその手先となる者の行為を防止せんとするものである。この種の行為をする者については平素の査察内偵により、その意圖について確認したる證據を得た上で、これを検舉することになるわけであるから、善良な經濟人、政治家が誤つて検舉されるといふやうなことはないであらう。その二是外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的を以て治安を妨害すべき事項を流布する罪（第九條）で、これは敵性國のいはゆる宣傳諜略を防止せんとするものである。その三是外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的を以て金融界の機密

亂、重要物資の生産又は配給の阻害その他の方により、國民經濟の運行を著しく阻害する處ある行為をなす罪(第十條)で、これは敵性國のいはゆる經濟謀略を防止せんとするものである。

五、以上の罪を創設した窮屈の目的は、國家機密が外國に漏れることを防止し、前述のやうな外國の諜報及び謀略活動を完封せんとするにあるから、國家機密が一旦外國に漏れた後、又は外國の諜報若しくは謀略行動が奏功した後に、その行為者を検挙處罰するだけでは不十分であつて、事こゝに到らぬ以前に未然に防止することこそ必要である。この意味で本法は、以上の犯罪(他人漏泄罪と過失犯の場合を除く)について、その未遂(第十一條)、豫備、陰謀(第十三條)、教唆、誘惑、煽動(第十二條)をも處罰することとして萬全を期することにも、一部の犯罪について自首減輕免除の特則(第十四條)をも設け、探知收集者の未だ外國に漏泄し又は公にしない以前における犯人の悔悟を懲罰することとした。

本法は第二章を刑事手續として、刑事訴訟法に對する特別を設けてゐる。
一、まづ本法の特別刑事手續規定の適用される事件の範囲は第十六條に定められてゐる。即ち、(一)本法第一章に規定した罪(第一項第一號)、(二)軍事上の秘密又は軍用資源秘密の探知收集等の罪、外患罪、官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密の漏泄罪等(同項第一號)、(三)外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的を以てなされたる同條第二項に掲ぐる罪、以上の罪に關する事件につき適用があるのである。第十六條第一項第二號の罪は、何れも本法第一章の罪に準じて考へられるものであるから、本法の特別刑事手續による必要があり、同條第二項に掲ぐる罪は何れも、外國の諜報行為、宣傳行為、謀略行為(思想謀略、人的及び物的破壊謀略、經濟謀略)に利

用される處のあるものであるから、これら第二項の罪を外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的を以て犯した場合は、また本法の特別刑事手續によらしめることが必要である。

二、外國の諜報及び謀略活動は極めて巧妙であつて、組織的、計畫的に行はれるのみならず、ともすると國際紛糾を惹起し易いから、これを防禦破壊する搜査陣の方も、検舉の時期、方針等に過誤なきやう、現行法制上検査の主體たる検事を中権として司法警察官がこれを補佐し、いはゆる檢察一元化の實を擧げ、全國的に連絡統一ある検査については検査の中権たる検事に現行刑事訴訟法上、検事は原則的には強制検査權を與へられてをらず、かゝる外國の諜報及び謀略活動に関する事件の検査を遂行するためには極めて不十分なので、この種事件の検査については検査の中権たる検事に或る程度の強制検査權を附與し、國防保安の任を完うさせることは必要缺くべからざることである。なほ、この種の事件が不幸にも一度發生するときは、外交問題を

惹起する處があることを豫想して事に當らねばならないと同時に、その關係者中には、國家機關の地位に在る者が絶対にないとはいへないから、この點から見てもこの種の事件については検査手續を合法化して置く特別の必要があるのである。また國家機密、軍事上の秘密等の事件の検査と審判については、その過程においてこれらの機密事項の漏泄を防止する必要があることは勿論であるが、外國の諜報、謀略等に關する事件についても、その事件の内容が外部に漏れることは出來るだけ防止する必要がある。更にこれらの事件の検査と審判は極めて迅速に行ふことが、國際祕密戰に對處する上に肝要なことはいふまでもない。

三、以上の諸種の要請から、本法は第十六條に規定する事件について、特別刑事手續を規定したのであるが、その要點は大體次の三點に歸着する。即ち

その一は、検査の中心機關である検事に對し、被疑者の召喚、勾引、勾留、訊問、證人の訊問、押收、搜索、檢證、鑑定等相當廣汎に亘る強制検査權を附與した

(第十七條乃至第二十七條)ことである。
その二は、公判手續において控訴審を省略し、原則として二審制度を採用した(第三十三條)ことである。

その三は、辯護士の指定制度を創設し、司法大臣の豫じめ指定した辯護士でなければ第十六條に規定する事件辯護をなし得ないこと(第二十九條)、辯護人は被告人一人につき二人を超えて不得、また一定の期間経過後はこれを選任し得ること(第三十條)、一定の祕密事項の辯論は書面を以てなすべきこと(第三十二條)、訴訟類の閲覧、謄寫等に關する特則を置いたこと(第三十三條等)、辯護權の行使につき若干の制限的規定を設けたことである。

その他審理の迅速と祕密の保護を圖る規定としては、上告審における最初に定めた公判期日の通知に関する期間を短縮したこと(第三十五條)、優先的に審判をなすべきこと(第三十六條)、陪審の評議に付せざること(第三十七條)等の特則が設けられた。

なほ上告裁判所において、第十六條に規定する罪でないことを疑ふに足るべき顯著な事由あるものと認めたときは、事件を管轄控訴裁判所に移送し、更に審理すべ

きものとする規定(第三十四條第二項及第三項)のこととを附言しておこう。

本法の施行地域 本法は内地、朝鮮、臺灣及び樺太に施行されるのである(附則第二項)。

寫眞週報 (五百六十八號)

防諜特輯號

★神戸のスパイ事件を解説する

英人ピータースを中心とする諜報團はどんな組織でどんな手口で暗躍しているのか探らうとしたか

★スパイからみた日本 ピータースの手記

★防諜はこんなふうに (貨物)

★武器なき戦ひ秘密戦

★世界にはこんな例がある

★スパイの正體は表面の人ではない

★秘密戦の攻撃手段

★対日秘密戦の特異性

★スパイは国民の手で防がう

★防諜心得六ヶ條

★國民學校の實際を見學——東京女子師範附國民學校

★墨葉の法衣からげて——尼さんの託児奉仕(寶山院)

★戦ふイランはこんな國

その他

定價 十錢

成立となつたのである。
而して、右條約ならびに協定の要旨は、次の通りである。

一、居住航海條約は、相互の國

民及び船舶の待遇について規定したもので、日・佛印相互に最惠國待遇を約するほか、佛印は主要日本品に對し關稅免除又は現代最低稅率の輕減を認め、その他についてはすべて最低稅率を課することとし、日本もまた主要佛印產品に對し關稅上の特典を與へた。その他、通過稅の免除等についての規定を含んでゐる。

記の趣旨を定めたものである。

關稅については

相互に最惠國待遇を約するほか、佛印は主要日本品に對し關稅免除又は現代最低稅率の輕減を認め、その他についてはすべて最低稅率を課することとし、日本もまた主要佛印產品に對し關稅上の特典を與へた。その他、通過稅の免除等についての規定を含んでゐる。

一、その他の取締めに關する交換公文

一、日本國・佛領印度支那間の關稅制度、貿易及びその決済の様式に關する日佛協定

ハセクルト署名調印を見るに至り、こゝにわが國と佛印との經濟關係を廣汎且つ基礎的に律する條約及び協定の名譽總督により

一、佛領印度支那に關する日佛居住航海條約

一、日本國・佛領印度支那間の關稅制度、貿易及びその決済の様式に關する日佛協定

ハセクルト署名調印を見るに至り、こゝにわが國と佛印との經濟關係を廣汎且つ基礎的に律する條約及び協定の名譽總督により

一、その他の取締めに關する交換公文

一、日本國・佛領印度支那間の關稅制度、貿易及びその決済の様式に關する日佛協定

ハセクルト署名調印を見るに至り、こゝにわが國と佛印との經濟關係を廣汎且つ基礎的に律する條約及び協定の名譽總督により

一、佛領印度支那に關する日佛居住航海條約

一、日本國・佛領印度支那間の關稅制度、貿易及びその決済の様式に關する日佛協定

露光量違ひにより重複撮影

貿易については

相互間の貿易を躍進させる趣旨の下に、米・玉蜀黍・石炭・各種鉱物その他主要佛印産品の對日輸出、ならびに織維工業品・雑貨その他の製造品等各種日本品の對佛印輸出に關し取定めた。

貿易の決済については

原則として求償制度に基づいて相互の支拂ひを直接横濱正金銀行及び印度支那銀行を通じ、圓貨及びビアストル貨(佛印の通貨基準はビアストルで佛フランに連繋し、一ビアストルは十フランで一圓強に相當してゐる)により決済することとし、一々の取引につき外貨貸借を要しないこととした。また、佛印側は日本の買付ける佛印米の支拂ひについて特典を認めた。

以上のはか、佛印輸出入組合に對する日本商社加入問題、佛印における農・鑛・水力利權に對する日本資本の參加、佛印における日本人學校の開設、日・佛印間の一般經濟問題を審議するための定期經濟會議の開催等についても、合意が成立した。

なほ居住航海條約は有效期間五ヶ年、關稅・貿易及び

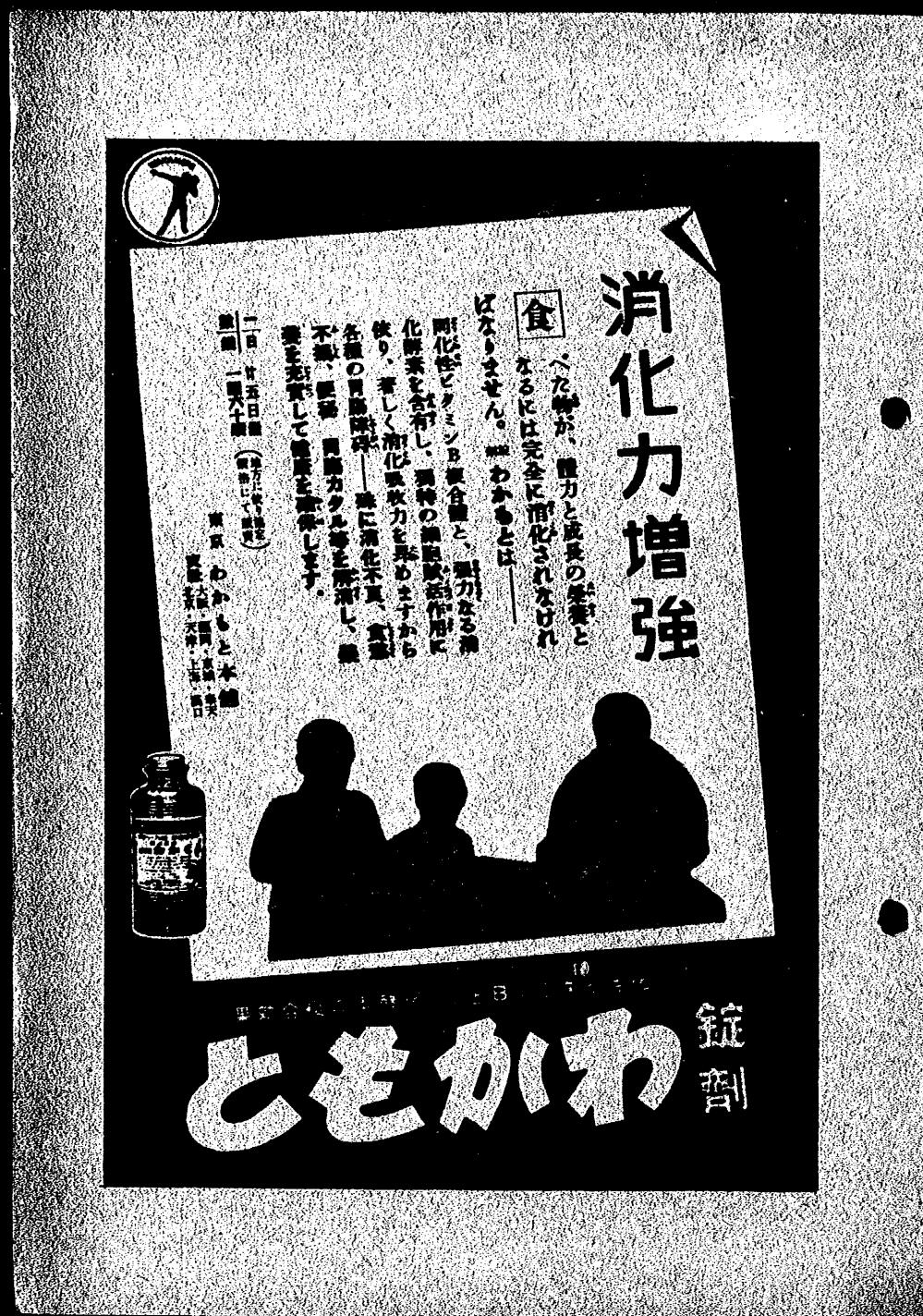
その決済様式に關する協定は昭和十八年末までとそれ

八年末までとそれ
ぞれ取極められ、いづれも二ヶ月以内に日佛双方が批

准手續を了し、批准書の交換を以て發效することとなつたが、それらは日・佛印間今後の經濟關係を密接に

する上に寄與するところ多大なものがあり、かくして東亞における日佛協力の新たな段階が開かれることになつたのである。

御注意	所申込	定一 五錢	週報
本款より轉載の場合には必ず「週報第何號より轉載」の旨を明記し、その轉載誌を情報機関編纂部第三部課送り下さい。 本款若等の無断轉載は斷罪り致しまず御見聞の御相談事に對する御希望や編纂に關しての 木款を他へお送りの場合は郵便一部五層 木款へ廣告料希望の時は内閣印刷局へ	内閣印刷局發行課 電報東京一九〇〇番 全国各地官報販賣所 各書店・報賣店	發行者 情報報 九ノ内三日市十二番地 東京市麹町區大手町 内閣印刷局 東京市麹町區大手町	昭和十六年五月十四日發行





貿易について

相互間の貿易を躍進させる趣旨の下に、米・玉蜀黍・高粱等の穀物、各種穀物その他主要佛印産品の對日輸出、ならびに織維工業品・雑貨その他の製造品等各種日本品の對佛印輸出に關し取定めた。

原則として、求償制度に基づいて、相互の支拂ひを直接横濱正金銀行及び印度支那銀行を通じ、回貨及びアストル貨(佛印の通貨基準はアストルで佛フランに連繋し、一ビアストルは十フランと二回強に相當するもの)により決済することとし、一々の取引につき外貨爲替を要しないこととした。また、佛印側は日本の買付けと佛印米の支拂ひについて特典を認めた。

一、以上のはか、佛印輸出入組合に對する日本商社加入問題、佛印における銀・鎳・水力利權に對する日本資本の參加、佛印における日本人學校の開設、日・佛印間の一殷經濟問題を審議するための定期經濟會議の開催等についても、合意が成立した。

なほ居住航海條約は有效期間五ヶ年、關稅・貿易及び

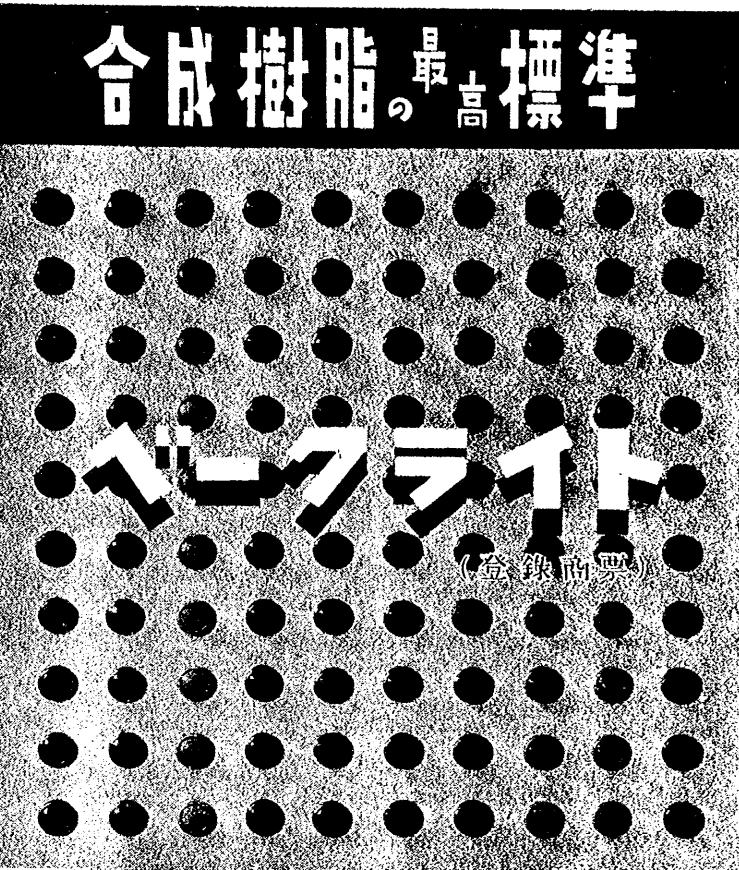
その決済様式に関する協定は昭和十九年八月末までとそれより取極められ、いづれも二ヶ月以内に日佛双方が批准手續を了し、批准書の交換を以て発効することとなつたが、それらは日本・佛印間今后の經濟關係を密接にする上に寄與するところ多大なものがあり、かくして東亞における日佛協力の新たな段階が開かれることになつたのである。

露光量違いにより重複撮影

板覽回の億一民は報週

報

昭和十六年十月一日第三種郵便物認可
毎週二回水曜日發行



- ◎ 鋳びなくて、耐熱性
と色彩の自由
- ◎ 軽量で、化學美品に
強く、硬度は鑄鐵に
等しい
- ◎ 一つの鋼型で、同一
製品が均等に大量生
産出来る
- ◎ 従つて單價が安い

説明書送呈

日本ペークライト株式會社
（本社）
東京市日本橋區室町
（支社）
東京市赤坂區南池十二

(判LA5)格規定圖はさき大の原本)

内閣印刷局印刷發行